

入管庁警第204号  
令和3年11月12日

入国者収容所長 殿  
地方出入国在留管理局長 殿  
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部長 丸山秀治  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等について(指示)

仮放免の運用に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う収容人員抑制のための方策として、仮放免をより積極的に活用するよう、令和2年4月27日付け入管庁警第75号「現下の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた仮放免の運用について(指示)」(以下「令和2年指示」という。)をもって指示しているところです。

ところで、本年9月30日をもって緊急事態宣言が解除されるなど、近時、新型コロナウイルス感染症の感染状況に変化が生じていることから、このような状況の変化を踏まえた対応を行う必要があります。

そこで、今後の仮放免等の具体的運用方針については、下記の考え方に基づく対応を執るよう指示します。

なお、緊急事態宣言が再度発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染状況に変化が生じた場合には、本指示に基づく運用を停止することもありますので御留意願います。

#### 記

- 1 新規入所者のうち、下記のいずれかを端緒として収容された者については、原則として、平成30年2月28日付け法務省管警第43号「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について(指示)」等、従前の運用方針に基づく仮放免の適否等を判断すること。

[Redacted]

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

2 既に仮放免の許可を受けている者のうち、逃亡のおそれなどを勸告し、[Redacted]  
[Redacted]収容が相当と判断される者については再収容すること。

3 上記の運用に当たっては、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく感染対策を実施しながら、円滑な退去強制手続に必要な場合には、可能な範囲で、一部屋の収容人数を調整し、又は、官署間で協議しつつ被収容者を他の収容施設に移収するなどして、収容余力の確保に努めること。

4 [Redacted]  
[Redacted]